豊田市

障がい福祉サービスの概要
及び
支給決定基準

令和5年4月　作成
豊田市　福祉部　障がい福祉課

1　支給決定基準量一覧

<table>
<tr><th colspan="4">サービス名</th><th colspan="4">基準量(目安)</th></tr>
<tr><td rowspan="30">介護給付サービス</td><td rowspan="22">身体介護
家事援助
通院等介助
（身体介護を伴う・伴わない）
通院等乗降介助</td><td rowspan="8">身体介護</td><td>未就学児</td><td colspan="3">１０時間</td></tr>
<tr><td>学齢児(小学生)</td><td colspan="3">３０時間</td></tr>
<tr><td>学齢児(中学生)</td><td colspan="3">３５時間</td></tr>
<tr><td>学齢児(高校生)</td><td colspan="3">３５時間</td></tr>
<tr><td>（※１）</td><td>標　準</td><td>介護制限あり</td><td>単身者等</td></tr>
<tr><td>区分１</td><td>１８時間</td><td>２７時間</td><td>３６時間</td></tr>
<tr><td>区分２</td><td>２４時間</td><td>３６時間</td><td>４８時間</td></tr>
<tr><td>区分３</td><td>２７時間</td><td>４１時間</td><td>５４時間</td></tr>
<tr><td>区分４</td><td>４５時間</td><td>６８時間</td><td>９０時間</td></tr>
<tr><td>区分５</td><td>５５時間</td><td>８３時間</td><td>１１０時間</td></tr>
<tr><td>区分６</td><td>６５時間</td><td>９８時間</td><td>１３０時間</td></tr>
<tr><td rowspan="14">家事援助</td><td>未就学児</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>学齢児(小中学生)</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>学齢児(高校生)</td><td colspan="3">８時間</td></tr>
<tr><td>（※１）</td><td>標　準</td><td>介護制限あり</td><td>単身者等</td></tr>
<tr><td>区分１</td><td>１５時間</td><td>２０時間</td><td>２３時間</td></tr>
<tr><td>区分２</td><td>２０時間</td><td>２６時間</td><td>３０時間</td></tr>
<tr><td>区分３</td><td>２５時間</td><td>３３時間</td><td>３８時間</td></tr>
<tr><td>区分４</td><td>３０時間</td><td>３９時間</td><td>４５時間</td></tr>
<tr><td>区分５</td><td>４０時間</td><td>５２時間</td><td>６０時間</td></tr>
<tr><td>区分６</td><td>５０時間</td><td>６５時間</td><td>７５時間</td></tr>
<tr><td>育児支援</td><td colspan="3">スケジュール等による必要量</td></tr>
<tr><td colspan="2">通院等介助</td><td colspan="3" rowspan="2">スケジュール等による必要量</td></tr>
<tr><td colspan="2">通院等乗降介助</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">重度訪問介護</td><td colspan="3" rowspan="2">スケジュール等による必要量</td></tr>
<tr><td>移動介護</td></tr>
<tr><td rowspan="3">行動援護</td><td>１８歳以上</td><td colspan="3" rowspan="3">スケジュール等による必要量（※５）</td></tr>
<tr><td>学齢児</td></tr>
<tr><td>未就学児</td></tr>
<tr><td colspan="2">短期入所</td><td colspan="3">８日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">同行援護</td><td>１８歳以上</td><td colspan="3" rowspan="3">スケジュール等による必要量（※５）</td></tr>
<tr><td>学齢児</td></tr>
<tr><td>未就学児</td></tr>
<tr><td colspan="2">重度障がい者等包括支援</td><td colspan="3">スケジュール等による必要量</td></tr>
<tr><td colspan="2">療養介護</td><td colspan="3">当該月の日数</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活介護</td><td colspan="3">スケジュール等による必要量　(※２)</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設入所支援</td><td colspan="3">当該月の日数</td></tr>
<tr><td rowspan="8">訓練等給付サービス</td><td colspan="2">自立訓練（機能訓練）</td><td colspan="3" rowspan="8">スケジュール等による必要量　(※２)</td></tr>
<tr><td colspan="2">自立訓練（生活訓練）</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労移行支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労移行支援（養成施設）</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労継続支援（Ａ型）</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労継続支援（Ｂ型）</td></tr>
<tr><td colspan="2">共同生活援助（グループホーム）</td></tr>
<tr><td colspan="2">宿泊型自立訓練</td><td colspan="3" rowspan="4">当該月の日数</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労定着支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">自立生活援助</td></tr>
<tr><td rowspan="9">地域生活支援事業</td><td colspan="2">ケアスタッフ</td><td colspan="3">スケジュール等による必要量　(※４)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">移動支援</td><td>１８歳以上</td><td colspan="3">３０時間</td></tr>
<tr><td>学齢児</td><td colspan="3">１５時間</td></tr>
<tr><td>未就学児</td><td colspan="3">5時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域生活支援デイサービス</td><td colspan="3">スケジュール等による必要量　(※３)</td></tr>
<tr><td colspan="2">移動入浴</td><td colspan="3">１５回</td></tr>
<tr><td colspan="2">日中短期入所</td><td colspan="3">８日</td></tr>
<tr><td colspan="2">デイ型地域活動支援事業</td><td colspan="3" rowspan="2">スケジュール等による必要量　(※２)</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域活動支援センターⅢ型</td></tr>
</table>

サービス名			基準量(目安)
地域相談支援	地域移行支援	当該月の日数	
	地域定着支援		
障がい児通所支援	児童発達支援	スケジュール等による必要量　(※2)	
	医療型児童発達支援		
	放課後等デイサービス		
	居宅訪問型児童発達支援	スケジュール等による必要量	
	保育所等訪問支援		

※1　介護者の状況に応じて、基準量を設定

分　類	内　容	支給量
標　準	介護者に制約がなく、日常の介護ができる。	-
介護者に制約あり	介護者に制約があり、日常の介護が困難である。 （例）介護者に疾病あり。他に要介護者あり。	標準の1.5倍
単身者等	単身者、その他勘案すべき事情がある　等	標準の２倍

※2　上限目安は当該月の日数－８日
※3　上限目安は２３日
※4　居宅介護、重度訪問介護の支給決定量を超えない範囲
※5　外出支援においてはスケジュール等による必要量

★長期休暇時の支給決定時について
春季（在校生）・冬季長期休暇：支給決定基準量の１.５倍まで
春季（卒業生）・夏季長期休暇：支給決定基準量の２倍まで

★基準量を超えての支給を希望する場合は、必ず事前に障がい福祉課へ相談をしてください。

２　介護保険制度との適用関係

介護保険の認定を受けている方は、介護保険サービスが優先になるため、原則として障がい福祉サービスを利用することはできません。

ただし、介護保険制度には無いサービス（外出支援、就労支援等）や、居住する地域に介護保険サービスの事業所が無い場合には、障がい福祉サービスを利用することができます。

また、介護保険のケアマネジャーや相談員の意見等により、障害サービスを利用する必要性が認められれば、障害サービスを利用できる場合があります。

３　この支給決定基準で扱う語句の意味について

基準（目安）：支給決定をする上で、その支給量を決定するための目安です。
各サービスごとに設定した基準量をベースに利用者の状況等を勘案して、支給量を決定します。

上限目安：支給決定量は基準量をベースに利用者の状況等を勘案して柔軟に決定しますが、公平な支給決定を行うために基準に対して一定の上限量を設けているサービスがあります。

精神障がい者：精神障がい者としてある場合、１８歳未満の児童も含まれています。
また、精神障がいには発達障がいも含めます。

居宅介護

サービス内訳	①身体介護　　②家事援助 ③身体介護を伴う・伴わない通院等介助　　④通院等乗降介助
サービス内容	・自宅内での入浴、排泄、食事等の介護 ・自宅内での調理、洗濯及び掃除等の家事支援 ・通院や官公署への外出時における介助 ・車両への乗車または降車の介助 ・通院先や外出先での受診の手続きや移動の介助
対象者	【身体介護・家事援助・身体介護を伴わない通院等介助・通院等乗降介助】 ・障がい支援区分が区分１以上である者 （障がい児にあってはこれに相当する心身の状態） 【身体介護を伴う通院等介助】 下記すべてに該当する者 ・障がい支援区分が２以上 ・障がい支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)まで に掲げる状態のいずれか一つ以上認定されていること （ア）「歩行」→「４．全面的な支援」 （イ）「移乗」→「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」 （ウ）「移動」→「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」 （エ）「排尿」→「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」 （オ）「排便」→「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」
障がい支援区分	障がい支援区分が区分１以上である障がい者 （障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）
支給単位	【身体介護】　…原則３０分単位、１回の利用標準時間は３時間 【家事援助】　…原則３０分単位、１回の利用標準時間は１.５時間 【通院等介助】…原則３０分単位、１回の利用標準時間は 身体を伴う介助→３時間　身体を伴わない介助→１.５時間 【通院等乗降介助】…１回単位 ※利用標準時間は利用者の必要に応じて変わります。
支給決定基準量 （目安）	「支給決定基準量一覧】Ｐ１参照
サービス利用期間	１年間（誕生月で更新）

１　「身体介護」及び「家事援助」の取り扱いについて

【身体介護】

排泄介助、食事介助、入浴介助、更衣介助、その他

※その他の例

・車椅子やベッドへの移乗など（介護者１人では困難な場合）　・手浴・足浴

・全身清拭、体位交換、歯磨き　・ひげ剃り、爪切り、服薬介助など

【家事援助】

調理、洗濯、掃除・整理、買い物、育児支援

※家事援助はあくまで利用者本人のための支援です。家族の食事を作ったり、共有スペースの掃除等、家族のためのサービス提供を行うことはできません。

ただし、世帯員全員が障がい福祉サービス、介護保険サービス等を受給しており、共有スペースの掃除等を行う者が居ないというケースでは、特例として障がい福祉サービスと介護保険サービス等で按分するなどしてサービス提供を行うことができます。

２　「通院等介助」及び「通院等乗降介助」の取り扱いについて

（１）通院等の範囲について

ア　病院等に通院する場合

イ　官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館、その他これに準ずる施設をいう。）に公的手続き又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合

ウ　指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障がい福祉サービス事業所を訪れる場合

（２）「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護を伴う場合）」等の支給決定について

「通院等乗降介助」を算定する場合は、ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象となりません。**（P.5　図１参照）**

「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を必要とします。

例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守るという場合は算定の対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみという場合は、具体的な介助行為が無いとして算定対象とはなりません。

（３）「通院等介助（身体介護を伴う場合）」、「通院等乗降介助」の違いについて

「乗車時及び乗車前」又は「降車時及び降車後の介助に要する時間」が、それぞれ２０分未満のとき「通院等乗降介助」、２０分以上のとき「通院等介助（身体介護を伴う場合）」とします。ここでいう乗車前介助及び降車後介助とは、乗車・降車の介助の前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護のことをいいます。（P.6　図２参照）

なお、「通院等介助（身体介護を伴う場合）」と「通院等乗降介助」を同時に利用することはできません。

（４）身体介護との関係について

「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（（例）入浴介助、食事介助など）に３０分～１時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅介護における身体介護」を算定します。（P.7 図３参照）

（５）移動先における介助の取り扱いついて

官公署内の介助については、算定対象となります。なお、病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものでありますが、病院の体制等の事由により院内のスタッフによる介助が受けられないなどの場合は、算定対象とすることができます。ただし、診察中又は治療中においては診療報酬が発生しているため、算定対象とすることができません。

（６）複数の移動先へ移動する介助の取り扱いについて

ア　「通院等乗降介助」の場合は、１つの移動先への移動を１回の介助として算定します。**（P.8　図４参照）**

イ　「通院等介助（身体介護を伴う場合）」、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」、「居宅における身体介護」を算定する場合は、居宅（始点）から居宅（終点）の間を１回の介助とし、その間で算定対象となる時間を通算して算定します。（P.8　図５参照）

（７）「通院等介助」と「移動支援」の併用について

「通院等介助」は原則として自宅と病院の間の通院を算定しますが、通院後に買い物等をする場合には、行きを「通院等介助」、帰りを「移動支援」として片道算定することができます。

（８）グループホーム入居者の通院介助の利用について

区分１以上、かつ、慢性疾患等であり医師の指示により定期的に通院を必要とする入居者が利用可能です。通院介助の対象回数は、２回／月を限度とします。

３　育児支援について

（１）育児支援とは
　育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障がい者である場合に、居宅介護（家事援助）、重度訪問介護において、育児に関する支援を受けることができます。

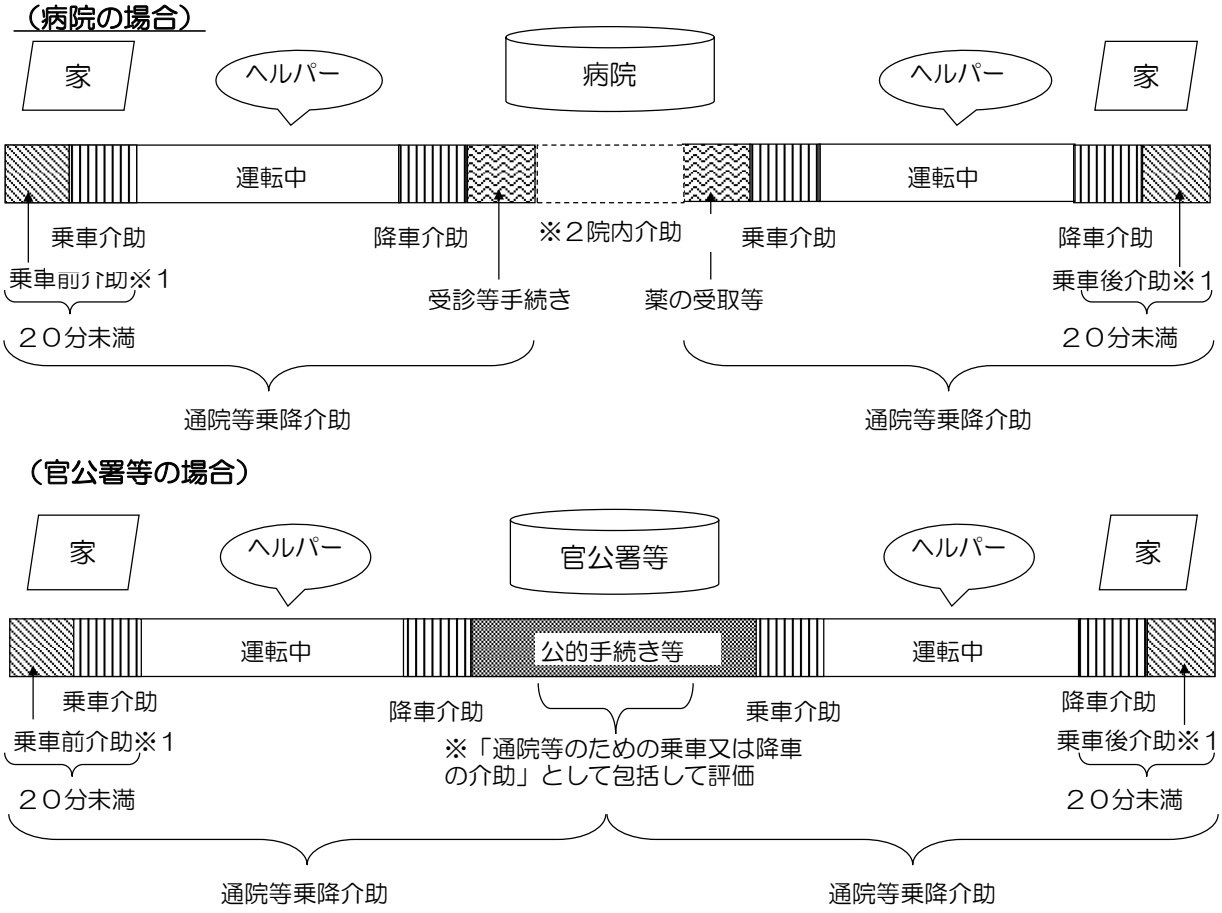
（２）具体的な事例について
　ア　沐浴　　イ　哺乳　　ウ　乳児の健康把握の補助
　エ　児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
　オ　こども園・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、こども園・学校等への連絡援助
　カ　利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
　キ　利用者（親）の子どもが通院する場合の付き添い
　ク　利用者（親）の子どもがこども園等（小学校、中学校を含む）へ通園する場合の送迎
　※小学校、中学校への通学においては、学校⇒保護者や親戚⇒障がい福祉サービス以外の制度での対応の順に検討いただき、他制度等での対応が不可能である場合であって、市が育児支援の利用が必要であると判断した場合において、育児支援で対応します。

（３）対象年齢（子ども）について
　子どもが一人では対応できない場合などの条件はありますが、育児支援の対象となる年齢は１８歳未満です。

（４）その他
　利用者（親）が本来家庭内で行うべき養育を代替するものであり、次の①から③のすべてに該当する場合に、個々の利用者（親）、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて「居宅介護（家事援助）」又は「重度訪問介護」の対象範囲に含めるものとします。

①　利用者（親）が障がいによって家事や付き添いが困難な場合
②　利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
③　他の家族等による支援が受けられない場合

図１

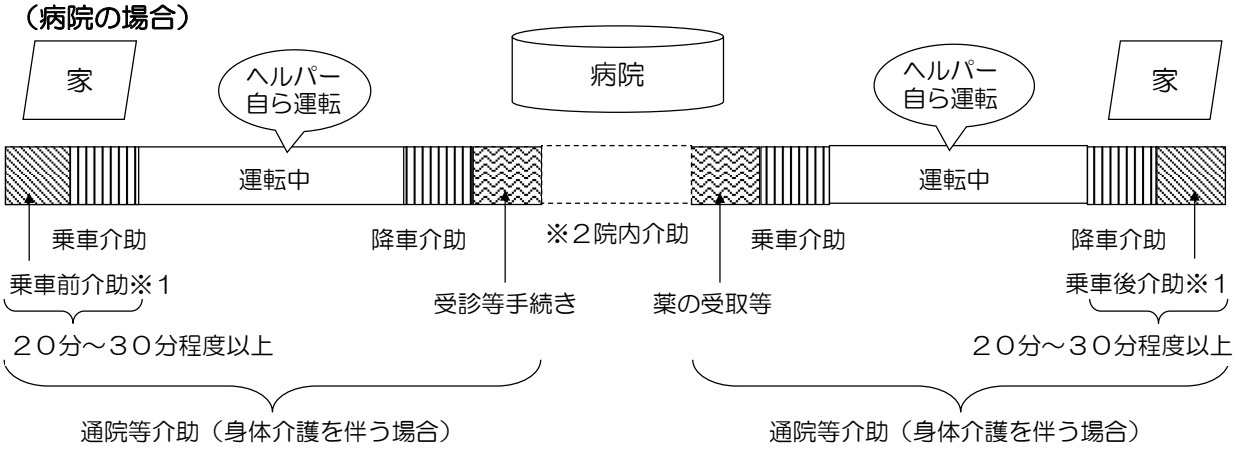


※１　「乗降前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。
※２　院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

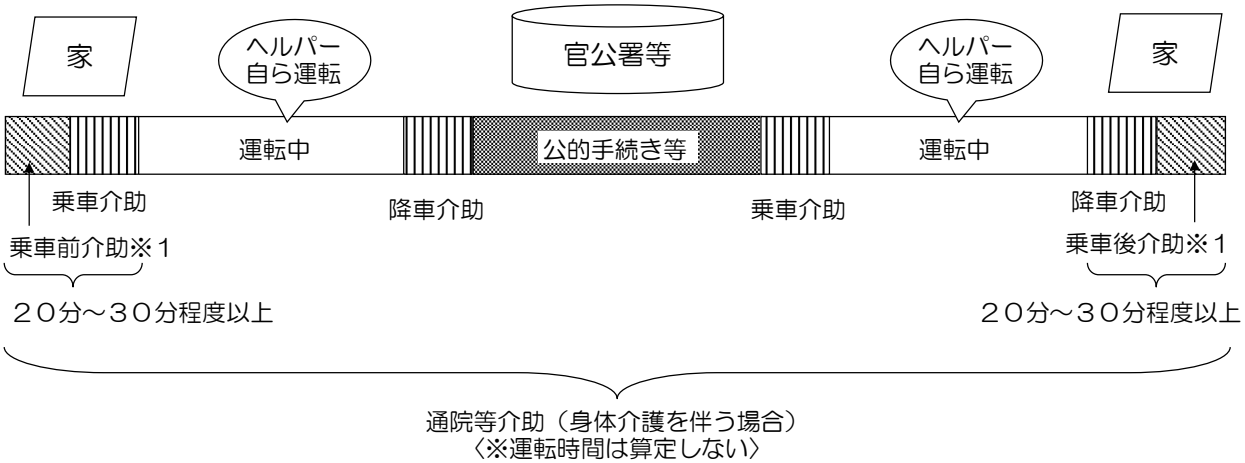
図２

【ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で、「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を算定する場合】

（病院の場合）



（官公署等の場合）



※１　「乗降前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

※２　院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

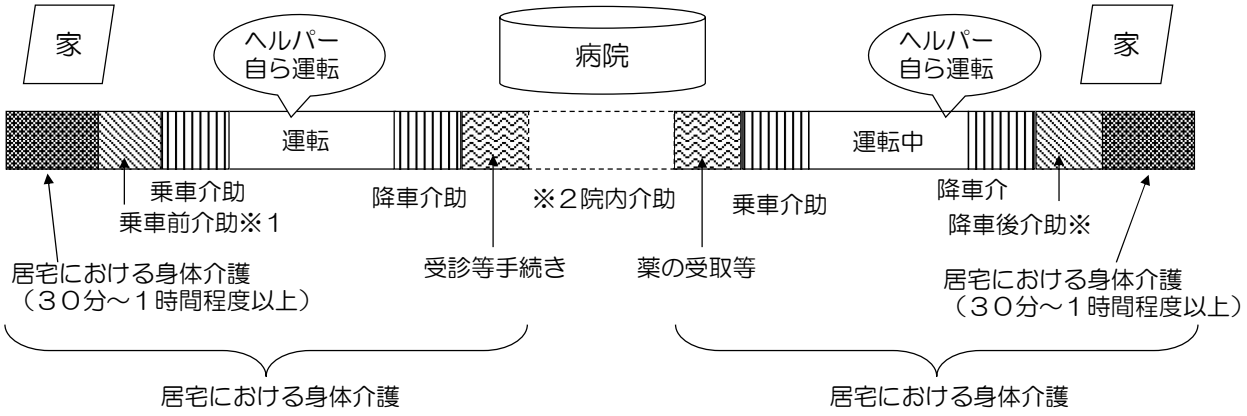
通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行う場合であって、以下の要件を満たす場合には、「**通院等介助（身体介護を伴う場合）**」を算定します。

〇通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（２０分～３０分程度以上）を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合

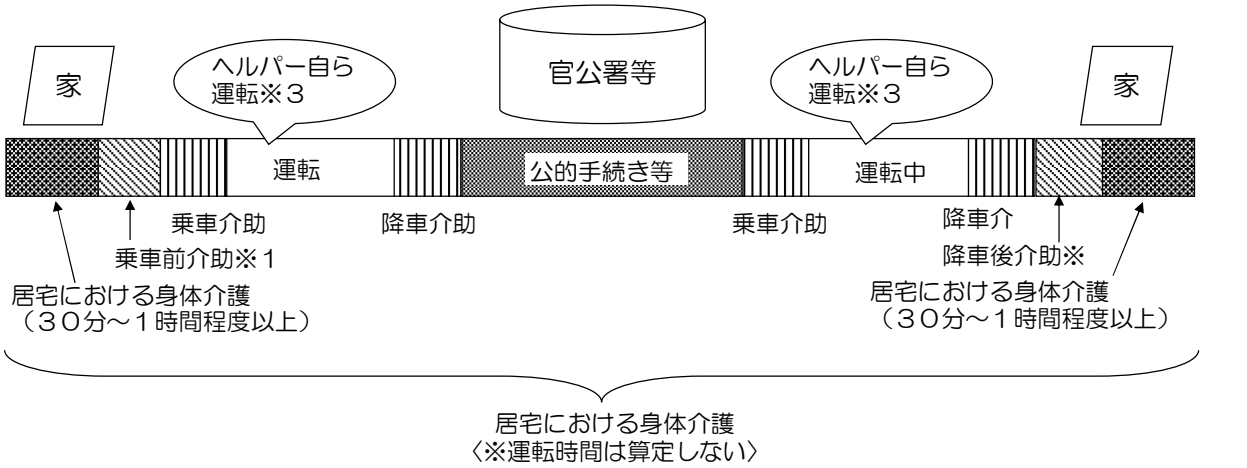
図３

【ヘルパーが「自ら運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で、「居宅における身体介護」を算定する場合】

（病院の場合）



（官公署等の場合）



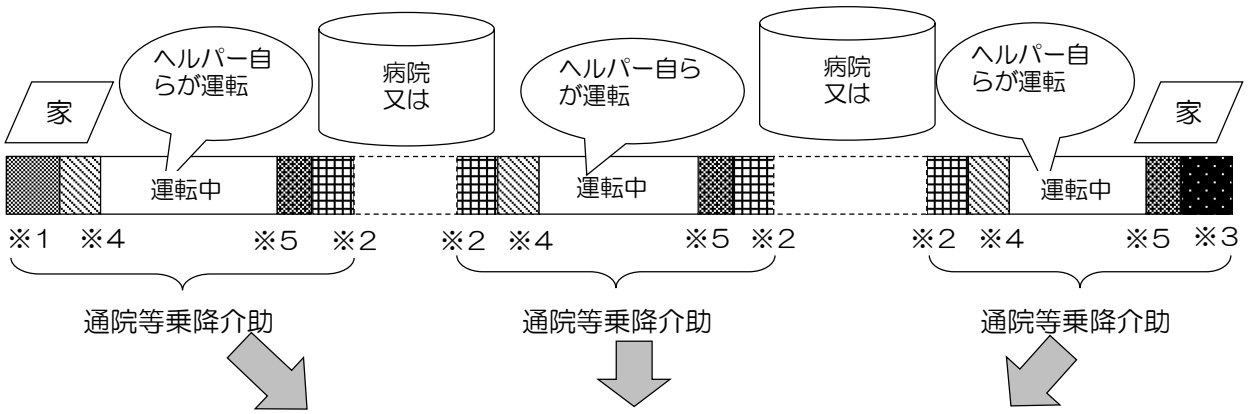
※１　「乗降前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。
※２　院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。
※３　この取扱いを適用するに当たっては、ヘルパー自らの運転する車両を使用するか否かは問わない。

「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に３０分～１時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、通算して「**居宅における身体介護**」を算定します。

あらかじめ、このような利用形態を想定したうえで、支給決定時にそれぞれの支給量を決める必要があります。

図４

【移動先が複数であって「通院等乗降介助」を算定する場合】

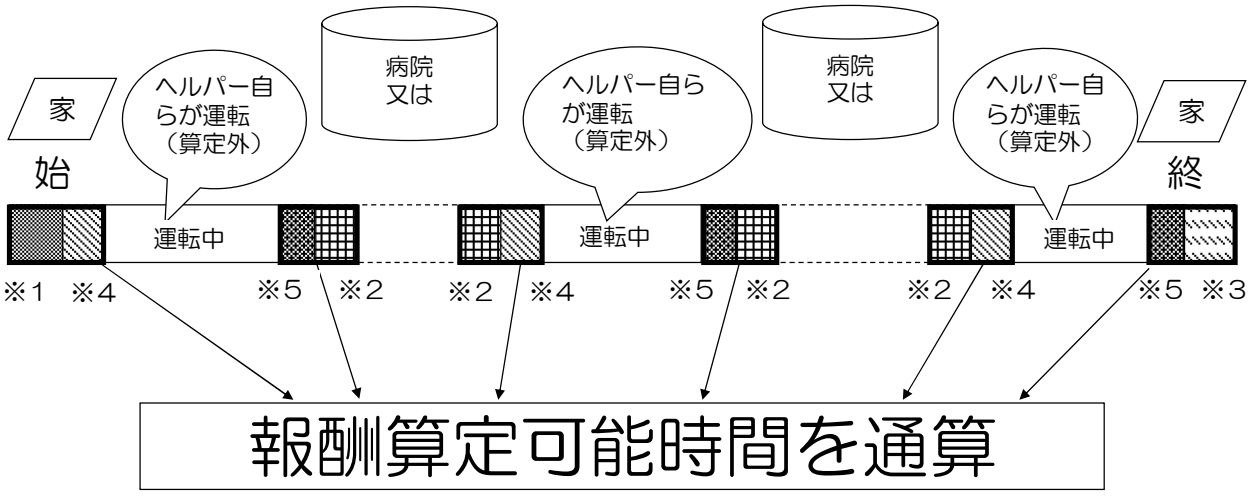


１つの移動先への移動を１回の介助として算定。
この例では、通院等乗降介助を３回算定。

※１　乗車前介助	※２　受診等手続き・薬の受取等	※３　降車後介助
※４　乗車介助	※５　降車介助	

図５

【移動先が複数であって「通院等介助（身体介護を伴う場合」、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」、「居宅における身体介護」を算定する場合】



報酬算定可能時間を通算

１回の介助として扱う

※１　乗車前介助	※２　受診等手続き・薬の受取等	※３　降車後介助
※４　乗車介助	※５　降車介助	

移動支援

サービス内容	屋外での移動が困難な障がい者等が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行う
対象者	重度視覚障がい者・児…視覚障がい１級・２級 （同行援護の支給決定がある場合は、同行援護を優先する） 全身性障がい者・児…①両上肢両下肢の障がい１級 ②両上肢と体幹機能障がい１級 ③体幹機能障がい１級 知的障がい者・児…知的障がいを有する者、児童 精神障がい者(18歳未満を含む)…精神障がいを有する者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量
サービス利用期間	１年間（誕生月で更新）

移動支援の算定について

（豊田市移動支援事業実施要綱第２条１項）

地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者等が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る）をする際に、ヘルパーを派遣して移動に対する支援を行うものとする。

移動支援としてサービス提供できる内容

１　外出における支援

（１）「屋外での移動が困難な障がい者等が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出」と実施要綱で定められているとおり、余暇活動等も含めた外出について提供することができます。例として買い物、散歩、映画鑑賞、スポーツ観戦、旅行（※ただし算定できない場合もある）などの外出において提供することができます。

（２）移動支援は、利用者の自宅出発、自宅帰着での利用を基本としていますが、自宅以外の場所で集合する場合でも、移動支援としてサービス提供することができます。

（３）外出先での食事やトイレの介助、コートや靴の着脱などは移動支援としてサービス提供することができます。外出前の準備、または帰着時におけるコートや靴の着脱など、外出に関する居宅での介助は移動支援としてサービス提供することができます。

２　移動支援としてサービス提供できない内容

（１）通勤、事業所への通所

（２）通学・通園（月謝等を支払う塾等の習い事も含む）

※原則、月謝を支払って受ける習い事等には、移動支援を利用することができません。また、通年かつ長期にわたる外出は移動支援から除かれるため、無償であっても３カ月以上の習い事等は対象となりません。

（３）営業活動等の経済活動に係る外出

通年の仕事、アルバイトに限らず、有償の単発の講演なども移動支援としてのサービス提供はできません。

（４）１日の範囲内で用務を終えることができないもの

１泊２日の旅行では初日は移動支援（最大８時間まで）を算定可能。２日目は算定不可。

（５）社会通念上適当でない外出

（ア）一般的に福祉サービスの提供量として必要以上であると認められる外出

（イ）一般的に福祉サービスの提供を受けての外出が適当ではないと認められる外出

ギャンブル（競馬、パチンコ、マージャン等）、飲酒を目的とした外出や布教活動、宗教活動等（観光や慣習として行われる神社・仏閣等への参拝、墓参り等は除く）は、福祉サービスの提供を受けての外出としては適当ではないと判断しています。

（６）目的地で利用者とヘルパーが集合し、移動せずに目的地内での支援にとどまる場合は移動支援としてサービスを提供することができません。

（７）短期入所等の福祉サービスの受給中は移動支援としてサービス提供することができません。これは、短期入所等の福祉サービスを受給中は当該短期入所等の事業所において支援すべき内容であると判断されるためです。ただし、短期入所の退所日に自宅に戻ってから、外出をするという場合には移動支援としてサービス提供することができます。

（８）ヘルパーが自ら運転し、その間利用者への支援を行うことができないという場合は、移動支援としてサービス提供することができません。

（９）利用者が自転車や自動車等の移動手段を自ら安全に運転できる場合は、移動支援としてサービス提供することができません。（ただし、余暇活動の一環として自転車を運転する（サイクリング）場合などは除く）

（11）移動支援としてのサービス提供を受けて市内外を問わずプールに行くことは可能です。

ただし、スイミングスクールは習い事に該当するため、移動支援としてのサービス提供は不可。

３　サービス提供時のその他注意点

（１）集合場所までの交通費や現地での駐車場代について

自宅以外の場所で集合して移動支援のサービス提供を行う場合、集合場所が『通常の事業実施地域』（※）以外であれば、サービス提供事業者は交通費や現地での駐車場代等の実費を利用者へ請求することができます。

ただし、事業者はあらかじめ利用者に対して当該サービスの内容及び費用について十分な説明を行い、同意を得なければなりません。また、当該費用の支払いを受けた場合、事業者は利用者に対して領収証を交付しなければなりません。

（※）『通常の事業実施地域』・・・事業所の運営規定に示された通常の実施地域

４　移動支援と重度訪問介護（移動介護）、行動援護、同行援護の関係について

（１）同行援護と移動支援の関係

原則、同行援護と移動支援の併給はできません（グループ支援を除く）。

しかし、同行援護を申請した対象者が、複数の事業者を利用しており、その中に同行援護の指定を受けない事業者があるような場合は、対象者の意向を踏まえた上で、同行援護と移動支援の併給を認めることがあります。また、移動支援が外出のための準備等の居宅内での支援もサービス提供の範囲内としているのに対し、同行援護では、居宅内での支援はサービスの提供範囲外としていますので、ご注意ください。

（２）移動支援と重度訪問介護（移動介護）の関係

移動支援とサービスの提供範囲は同じです。

（３）移動支援と行動援護の関係

移動支援は、屋外での移動が困難な障がい児・者に対し、外出のための支援を行うものです。一方、行動援護は、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対し、身体介護等を一体的に、危険回避等の支援や、自傷、異食、徘徊等の行動障がいへの援護を行うものであり、移動支援に比べ、より支援の必要性が高い方へのサービスとなっています。

なお、行動援護は同行援護とサービスの提供範囲は同等としているため、同行援護と同様に、居宅内での支援はサービスの提供範囲外としています。

重度訪問介護

サービス内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護等を総合的に行う
対象者	①障がい支援区分が区分４以上であって、下記のいずれにも該当する障がい者 ア）二肢以上に麻痺等がある イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている ②知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要し、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者
障がい支援区分	区分４以上
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量
サービス利用期間	１年間（誕生月で更新）

行動援護

サービス内容	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護などを総合的に行う
対象者	障がい支援区分が区分３以上の自己判断能力が制限されている知的障がい児・者及び精神障がい者（１８歳未満含む）であり、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（１２項目）等の合計点数が１０点以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である者
障がい支援区分	区分３以上
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量
サービス利用期間	１年間（誕生月で更新）

短期入所

サービス内容	短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う 家族の緊急時、又はレスパイトを考慮したサービス
対象者	自宅における介助者が病気、不在のため、短期間支援が必要な身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者（１８歳未満含む）であって、下記に該当する者 ・障がい支援区分が区分１以上である障がい者 ・障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する障がい児
障がい支援区分	区分１以上
支給決定基準量（目安）	８日／月
サービス利用期間	１年間（誕生月で更新）

同行援護

サービス内容	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、必要な移動の援護、排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行う
対象者	同行援護アセスメント票の項目中、「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が１点以上の者
障がい支援区分	（調査は必要）
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量
サービス利用期間	１年間（誕生月で更新）

※同行援護のサービス内容には、居室内で行う介護は含まれないため、居室内で外出準備等を行う場合は、居宅介護の利用を検討する必要がある。

重度障がい者等包括支援

サービス内容	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続、就労定着、自立生活援助を包括的に提供する
対象者	障がい支援区分６で、意思の疎通に著しい困難を伴うもの（認定調査項目「意思の伝達」において「できる」以外に認定）で、以下のいずれかに該当する者 ①　重度訪問介護の対象であって、認定調査項目「麻痺」の４項目で「ある」に該当し、かつ「寝返り」が「できない」に該当する障がい者のうち、下記のいずれかに該当する者 　ア）人口呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 　イ）最重度知的障がい者 ②　行動援護対象者で、認定調査項目のうち行動関連項目（１２項目（てんかんの項目を除く））等の合計点数が１０点以上の者
障がい支援区分	区分６
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量
サービス利用期間	１年間（誕生月で更新）

療養介護

サービス内容	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養所の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
対象者	１　区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ２　区分5以上に該当し、次のイからニまでのいずれかに該当する者 　イ　重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者 　ロ　医療的ケアスコアが16点以上の者 　ハ　第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者 　ニ　厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障がい者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 ３　１及び２に掲げるものに準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者
障がい支援区分	人工呼吸器：区分６　　重度心身障がい者：区分５以上
支給決定基準量（目安）	当該月の日数
サービス利用期間	３年間（誕生月で更新）

生活介護

サービス内容	日中の施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動を行う。生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。
対象者	・障がい支援区分３（施設へ入所する場合は区分４）以上である者 ・年齢が５０歳以上の場合、障がい支援区分２（施設へ入所する場合は区分３）以上である者
障がい支援区分	障がい支援区分３以上（５０歳以上は区分２以上）
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数－８日）
サービス利用期間	３年間（誕生月で更新）

施設入所支援

サービス内容	施設に入所している障がい者に対し、主に夜間に入所施設で食事・入浴等の介護や生活に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の援助を行う
対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（１８歳以上とする）、難病患者であって、下記のいずれかに該当する者 【生活介護利用者】 ① 区分４以上の者。ただし５０歳以上のものにあっては区分３以上。 【訓練等給付利用者】 ② 自立訓練又は就労移行支援を受給しており、入所させながら訓練等を実施をすることが必要かつ効果的であると認められる者 ③ 地域におけるサービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって訓練等を受けることが困難な者 ※ 区分３以下、就労継続支援Ｂ型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
障がい支援区分	区分４以上。ただし５０歳以上の者は区分３以上。
支給決定基準量（目安）	当該月の日数
サービス利用期間	３年間（誕生月で更新）

自立訓練（機能訓練）

サービス内容	理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う
対象者	・入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ・特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持回復などの支援が必要な者　等
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数－８日）
利用期間	１年６か月（サービス開始から１年後に更新）

自立訓練（生活訓練）

サービス内容	入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、日常生活上の相談支援等を自宅に訪問又はサービス事業所にて行う
対象者	・入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ・特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者　等
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数－８日）
利用期間	２年間（サービス開始から１年後に更新）

就労移行支援

サービス内容	就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う
対象者	・就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介、その他の支援が必要な６５歳未満（利用開始時）の者 ・あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数－８日）
利用期間	２年間（サービス開始から１年後に更新）

就労移行支援（養成型）

サービス内容	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う
対象者	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する６５歳未満（利用開始時）の障がい者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数－８日）
利用期間	５年間（サービス開始から１年毎更新　養成課程の年数による）

就労継続支援Ａ型

サービス内容	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
対象者	利用開始時に６５歳未満の者であって、以下のいずれかに該当する者 ・就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ・特別支援学校を卒業し就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった者 ・企業等に就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数－８日）
利用期間	３年間（誕生月に更新）

就労継続支援Ｂ型

サービス内容	雇用契約を結ばない就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定の年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定での利用を含む)した結果、Ｂ型の利用が適当と判断された者 ③ ①、②に該当しない者であって、５０歳に達している者又は障がい基礎年金１級受給者 ④ 障がい者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数－８日）
利用期間	１年間（誕生月に更新）

共同生活援助（グループホーム）

サービス内容	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。 また、介護包括型グループホームまたは受託居宅介護サービスを利用する場合においては、入浴、排泄及び食事等の介護を行う。
対象者	身体障がい者（６５歳未満の者又は６５歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。）、知的障がい者、精神障がい者、難病患者 介護包括型グループホームまたは受託居宅介護サービスを利用する場合においては、障がい支援区分が1以上である者
障がい支援区分	包括型グループホームに入居する場合は認定必要　　外部型は不要
支給決定基準量（目安）	当該月の日数　　体験は年間５０日以内
利用期間	３年間（誕生月で更新）　体験は１年間

宿泊型自立訓練

サービス内容	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う
対象者	知的障がい者、精神障がい者（１８歳以上とする）のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数）
利用期間	２年間（１年毎更新）

就労定着支援

サービス内容	福祉サービスを利用して一般就労した障がい者（障がい種別による制限なし）について、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題に対し就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問や本人の来所により課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。
対象者	・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者（障がい種別による制限なし）
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数）
サービス利用期間	３年間（１年毎更新）

自立生活援助

サービス内容	障がい者が日常生活を営む上での問題について、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な情報の提供及び助言を行う。
対象者	・障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた者で一人暮らしを希望する者 ・現に地域生活を営む障がい者でサービスの利用により自立した日常生活又は社会生活を営むことが可能と判断される者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	当該月の日数
サービス利用期間	１年間

ケアスタッフ

サービス内容	ケアスタッフによる介助サービス等を行う ケアスタッフとは、障がい者総合支援法第２８条に定める居宅介護のヘルパー要件を満たさないまま身体障がい児者の日常生活等の介護サービスに携わる者で、次に掲げるすべての要件を満たしている者である。 （１）心身ともに健康であること （２）身体障がい児者福祉に理解と熱意を有すること。 （３）事業所等が行うケアスタッフとしての活動に必要な介護研修を受講していること。 ただし、前項規定に関わらず、障がい者総合支援法第２８条に定めるヘルパー要件を満たす者が、この要綱に基づいて派遣される場合には、ケアスタッフとして取り扱うものとする。
対象者	日常生活全般に常時の支援を必要とする全身性障がい児・者のうち、単身又は全身性障がい児・者のみの世帯
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	基本的にケアスタッフは、ヘルパーが都合により利用できないときに行うものであるため、居宅介護等の支給決定量を超えない範囲内で、スケジュール等による必要量を支給決定する。
利用期間	１年間（誕生月に更新）

地域生活支援デイサービス

サービス内容	通所により、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行う
対象者	主に日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を必要としている、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（１８歳以上とする）、難病患者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、２３日）
利用期間	１年間（誕生月に更新）

移動入浴

サービス内容	自宅の浴槽では入浴が困難な重度の身体障がい児・者に対して、移動入浴車で訪問し入浴介助サービスを提供する レスパイトを考慮したサービスである
対象者	・自力で入浴することが困難な在宅の重度障がい児・者 ・住環境や介護力等の理由により、長期にわたり入浴することが困難な者 ・居宅要介護者であり、入浴介護を利用することができない者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	１５回／月
利用期間	１年間（誕生月に更新）

日中短期入所

サービス内容	日中、障がい福祉サービス事業所において入浴、排泄、食事の介護等を行う
対象者	主に日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を必要としている、身体障がい児・者、知的障がい児・者及び精神障がい者（１８歳未満を含む）
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	８日／月
利用期間	１年間（誕生月に更新）

デイ型地域活動支援

サービス内容	障がい者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該障がい者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、生産活動の機会の提供等を適切かつ効果的に行う
対象者	市内に居住するものであって、以下の条件のいずれかを満たす１８歳以上の者とする。 (１)身体障がい者手帳の交付を受けた者 (２)療育手帳の交付を受けた者 (３)精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有し、医師の診断書を受けた者 (４)障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第１条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に該当する者として医師の診断者の交付を受けた者
障がい支援区分	不要（利用事業所が生活介護に移行予定の場合は認定必要）
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数－８日）
利用期間	１年間（誕生月に更新）

地域活動支援センターⅢ型

サービス内容	地域で自立生活をしようとする障がい者に対して自立の促進を図るとともに、創作的活動・生産活動の機会の提供等、社会との交流の促進その他の便宜を供与する
対象者	市内に居住し、社会参加が困難であるため、地域での居場所や訓練等を必要とする在宅の者であって、原則として医療を受けている、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（１８歳以上とする）、難病患者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数－８日）
利用期間	１年間（誕生月に更新）

地域移行支援

サービス内容	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
対象者	①障がい者支援施設、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者 ②精神科病院に入院している精神障がい者 ③救護施設又は更生施設に入所している障がい者 ④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者 ⑤更生保護施設に入所している障がい者又は、自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数）
サービス利用期間	6か月間

地域定着支援

サービス内容	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
対象者	①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ②家族等が障がい、疾病等のため障がい者本人に対し当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
障がい支援区分	不要
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、当該月の日数）
サービス利用期間	３年間（１年毎更新）

児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的な動作の支援、集団生活への適応等を行う
対象者	① 療育の必要性があると認められた児童 ② こども園等に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育を受ける必要があると認められた児童
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、２３日）
利用期間	１年間（誕生月に更新）

医療型児童発達支援

サービス内容	肢体不自由のある児童に児童発達支援及び療育を行う
対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要な未就学の障がい児
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、２３日）
サービス利用期間	１年間（誕生月に更新）

放課後等デイサービス

サービス内容	授業の終了後や休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う
対象者	授業の終了後又は休校日に支援が必要と認められた就学中の障がい児
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、２３日）
サービス利用期間	１年間（誕生月に更新）

居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して成長を促すための個別支援を行う。
対象者	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量（上限目安として、２日/週）
サービス利用期間	１年間（誕生月に更新）

保育所等訪問支援

サービス内容	こども園等施設に訪問し、集団生活の適性のための専門的な支援等を行う
対象者	保育所、幼稚園、こども園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として豊田市が認めた施設に通っている障がい児
支給決定基準量（目安）	スケジュール等による必要量
サービス利用期間	１年間（誕生月に更新）

支給決定基準量の計算について

●居宅介護

年齢や障がい支援区分を考慮し、介護に要する時間を次のとおり
定めています。（標準算定時間）
次に18歳以上は週3回、18歳以下は週5回の介護を実施した場合を
モデルケースとして、居宅介護における支給決定基準を算定しています。

【標準算定時間表】

学齢児童(小学生)			
身体介護		家事援助	
基準時間(目安)		基準時間(目安)	
排泄介助	１０分	調理	－
食事介助	３０分	洗濯	－
入浴介助	３０分	掃除・整理	－
更衣介助	－	買い物	－
その他	必要時間		

学齢児童（中学生）			
身体介護		家事援助	
基準時間(目安)		基準時間(目安)	
排泄介助	１０分	調理	－
食事介助	３０分	洗濯	－
入浴介助	３０分	掃除・整理	－
更衣介助	１０分	買い物	－
その他	必要時間		

学齢児童（高校生）			
身体介護		家事援助	
基準時間(目安)		基準時間(目安)	
排泄介助	１０分	調理	－
食事介助	３０分	洗濯	－
入浴介助	３０分	掃除・整理	３０分
更衣介助	１０分	買い物	－
その他	必要時間		

区分　非該当			
身体介護		家事援助	
基準時間(目安)		基準時間(目安)	
排泄介助	－	調理	３０分
食事介助	－	洗濯	３０分
入浴介助	－	掃除・整理	３０分
更衣介助	－	買い物	３０分
その他	必要時間		

区分１			
身体介護		家事援助	
基準時間(目安)		基準時間(目安)	
排泄介助	１０分	調理	３０分
食事介助	３０分	洗濯	３０分
入浴介助	３０分	掃除・整理	３０分
更衣介助	－	買い物	３０分
その他	必要時間		

区分２			
身体介護		家事援助	
基準時間(目安)		基準時間(目安)	
排泄介助	１０分	調理	３０分
食事介助	３０分	洗濯	３０分
入浴介助	４０分	掃除・整理	３０分
更衣介助	１５分	買い物	３０分
その他	必要時間		

区分３			
身体介護		家事援助	
基準時間(目安)		基準時間(目安)	
排泄介助	１５分	調理	３０分
食事介助	３０分	洗濯	３０分
入浴介助	４５分	掃除・整理	３０分
更衣介助	１５分	買い物	３０分
その他	必要時間		

区分４			
身体介護		家事援助	
基準時間(目安)		基準時間(目安)	
排泄介助	１５分	調理	３０分
食事介助	４０分	洗濯	３０分
入浴介助	６０分	掃除・整理	３０分
更衣介助	１５分	買い物	３０分
その他	必要時間		

区分５			
身体介護		家事援助	
基準時間(目安)		基準時間(目安)	
排泄介助	１５分	調理	３０分
食事介助	５０分	洗濯	３０分
入浴介助	６０分	掃除・整理	３０分
更衣介助	１５分	買い物	３０分
その他	必要時間		

区分６			
身体介護		家事援助	
基準時間(目安)		基準時間(目安)	
排泄介助	１５分	調理	３０分
食事介助	６０分	洗濯	３０分
入浴介助	６０分	掃除・整理	３０分
更衣介助	１５分	買い物	３０分
その他	必要時間		

育児支援	
家事援助	
支援内容	基準時間(目安)
排泄介助	１５分
調理・食事介助	６０分
沐浴	４５分
更衣介助	１５分
その他	必要時間

この標準時間算定表は、各支援内容においてどれくらいの時間を必要とするかを市で検討して表にしたものです。
例えば、小学生の場合、市で検討した結果、
・排泄介助には１０分程度を要するであろう
・食事介助には３０分程度を要するであろう
・入浴介助には３０分程度を要するであろう
と判断し設定しています。

【居宅介護の支給決定基準量の算出例】

障がい支援区分が６の利用者について身体介護の支給決定基準量を計算します。
障がい支援区分が６の方の場合、主な支援に要する時間は

排泄介助　１５分
食事介助　６０分
入浴介助　６０分
更衣介助　１５分
合計　　１５０分

モデルケースでは、１週間で主な支援を週に３回利用する場合を想定しているため、

１週間当たりの支給決定基準量は

１５０分　×　3回　＝　**４５０分**

支給決定量では、ひと月を５週として計算するため、

４５０分　×　５週　＝　**2,２５０分／月**

2,２５０分の単位を時間に変換すると、

2,２５０分　÷　６０分　＝　**３７．５時間／月**

小数点以下を切り上げていますので、障がい支援区分が６の方が身体介護を利用する場合は**「３８時間」**が支給決定基準量となります。

他の障がい支援区分や年齢等においても、同様に支給決定基準量を計算しています。

●外出支援（重度訪問介護（移動介護）、行動援護、同行援護、移動支援）

外出支援においては１回あたりの外出に要する時間を３時間、週２回（ひと月を５週とする）外出をした場合をモデルケースとして算定しています。

１週間当たりの支給決定基準量は

３時間　×　２回　＝　**６時間**

ひと月あたりの支給決定基準量は

６時間　×　５週　＝　**３０時間／月**

上記の計算結果から、**「３０時間」**が支給決定基準量となります。
上限目安として示している**「５０時間」**は、豊田市における実支給決定量を勘案して設定しています。

※同行援護では、移動支援には含まれない「外出先において必要な視覚的情報の支援（例.代読や代筆など）」が含まれるため、すべて同じ時間数とはできませんが、支給決定基準を１つの目安として捉えているため、同行援護も含めて外出支援については上記の支給決定基準量としています。

●短期入所、日中短期入所

短期入所及び日中短期入所については、家族の緊急時又はレスパイトを考慮したサービスであるという観点から、家族が入院するなどの緊急時にどれくらいの日数が必要となるかという視点で支給決定基準量を検討しています。

介護をする家族が入院した場合に、退院又は今後どのようにするのかなどを検討する時間を１週間（土日を２回はさむとして８日間）として、８日間を支給決定基準量としています。

●移動入浴

介護老人保健施設や特別養護老人ホームでは「１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない」としていること、居宅介護における各支援を１週間に３回として支給決定基準を算定していることから、移動入浴においても１週間に３回（ひと月を５週とする）として支給決定基準量を算定しています。

１週間あたりの支給決定基準量を３回として、ひと月の支給決定基準量は

３回　×　５週　＝　**１５回／月**

上記の計算結果から、**「１５回」**が支給決定基準量となります。

問い合わせ先

豊田市　福祉部　障がい福祉課

ＴＥＬ　：０５６５－３４－６７５１
ＦＡＸ　：０５６５－３３－２９４０
e-mail　：shougai_hu@city.toyota.aichi.jp